

「国家的に重要な研究開発の評価」の枠組の 再検討について

1. 国家的に重要な研究開発の評価の実施根拠

内閣府設置法第26条第1項第3号に基づき、総合科学技術会議は「国の科学技術政策を総合的かつ計画的に推進する観点から、大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発の評価を行う」こととされている。

2. 現行の枠組

第26回総合科学技術会議(平成15年3月28日)において、「国家的に重要な研究開発の評価」の対象を以下のとおり決定(改定)

大規模新規研究開発

新たに実施が予定される国費総額が約300億円以上の研究開発
総合科学技術会議が指定する研究開発

総合科学技術会議が以下の観点等から評価の必要を認め指定する研究開発

- ・科学技術や社会経済上の大幅な情勢変化が見られるもの
- ・計画の著しい遅延や予定外の展開が見られるもの
- ・社会的関心が高いもの(倫理、安全性、期待、画期性等)
- ・国家的・府省横断的な推進・調整の必要が認められるもの

3. これまでの取組

国家的に重要な研究開発の評価の枠組みの決定

(平成14年4月23日 第17回総合科学技術会議)

【決定事項】

1. 総額10億円以上の研究開発を評価
2. 国費総額500億円以上の新規研究開発を評価
3. 指定する研究開発を評価(適否の検討)

【評価の実績】

- ・平成14年度に以下の評価を実施
 1. 総額10億円以上の研究開発の評価
 2. 新規研究開発: 3件(再生医療の実現化プロジェクト、準天頂衛星システム、イネゲノム機能解析研究)
 3. 指定する研究開発: 4件(脳科学総合研究、タンパク質関係4プロジェクト、大型放射光施設(SPring-8)、国際宇宙ステーション計画)について指定の適否を検討
 - 国際宇宙ステーションについては引き続き検討することとし、その他は指定の必要なしと結論

国家的に重要な研究開発の評価の枠組みの改定

(平成15年3月28日 第26回総合科学技術会議)

【決定事項】

1. 国費総額が約300億円以上の新規研究開発を評価
2. 指定する研究開発を評価(要件を整理)

【評価の実績】

- ・平成15年度に以下の評価を実施
 1. 新規研究開発: 5件(ゲノムネットワーク研究、南極地域観測事業、アルマ計画、先端計測分析技術・機器開発事業、第3次対がん10か年総合戦略に基づく研究開発)
 2. 指定する研究開発: 1件(国際宇宙ステーション計画)について指定の適否を検討 引き続き検討することとしたところ

- ・平成16年度には大規模新規研究開発、指定する研究開発とも該当案件なし

競争的研究資金制度の評価の枠組みの決定

(平成15年1月28日 第24回総合科学技術会議)

【決定事項】

- 各府省の代表的な競争的研究資金制度に関し、課題採択や資金配分の結果が適切か等を判断

【評価の実績】

- 平成15年度に6省7制度について評価を実施

4. 枠組の見直しの必要性

平成17年3月29日の総合科学技術会議において『「国の研究開発評価に関する大綱的指針」のフォローアップ結果及び大綱的指針の見直し等について』(以下「フォローアップ結果」という。)を決定。

その中で、今後の取組として、総合科学技術会議が自ら行う国家的に重要な研究開発の評価については、「これまで以上に我が国の科学技術政策のいわゆる「司令塔」としての戦略的活動に資するよう、充実すべきであり、今後、当該評価の枠組みについて検討すること」とされた。

5. 枠組の見直し検討の観点

上記フォローアップ結果において、以下の指摘が行われた。

総合科学技術会議が自ら行う国家的に重要な研究開発の評価については、……今後も、我が国の科学技術政策のいわゆる「司令塔」としての戦略的活動のために、総合科学技術会議による評価の枠組みを積極的に活用することが一層重要であり、大規模な研究開発に関する評価、高いレベルの科学技術政策や各府省をまたがる施策等を対象とした評価を充実させていく必要がある。

また、新大綱的指針(平成17年3月29日 内閣総理大臣決定)においては、追跡評価ならびに研究開発施策の評価について、今後、その一層の定着・充実を図ることとするとされた。

これらを踏まえ、国家的に重要な研究開発の評価の枠組の見直しについて検討することとする。検討に当たっては、例えば以下のような観点が考えられる。

時系列的な評価の実施

大規模な研究開発については、現行の新規予算要求時における評価(事前評価)に加え、中間・事後・追跡などの時系列的な評価を行うことを規定する。

テーマを定めた評価の実施

毎年度、例えば「ナノテク」、「大規模施設の整備・運営」のような特定のテーマを設定し、当該テーマに該当する案件について選択的に評価を実施することを枠組みとして規定し、機動的な評価の実施を可能とする。

各府省等にまたがる施策の評価の実施

これまでも競争的研究資金制度の評価をアドホックに実施した実績があるが、このような各府省に共通する施策(制度)を「国家的に重要な研究開発」の枠組みに明記し、評価対象としての位置付けを明確にする。

6. 今後の予定

【4月28日】

- ・検討の枠組みについて事務局の説明
- ・枠組み検討の観点についての自由討議

【4月28日以降】

- ・議員・専門委員よりコメント等を書面提出、事務局で整理

【6月以降】

- ・専門調査会において検討を継続し、とりまとめ

(参考)

内閣府設置法(抄)

26条1項

総合科学技術会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1号 内閣総理大臣の諮問に応じて科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策について調査審議すること。
- 2号 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針その他科学技術の振興に関する重要事項について調査審議すること。
- 3号 科学技術に関する大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発について評価を行うこと。